

写

28生産第278号
28農振第314号
28政統第212号
平成28年4月27日

九州農政局生産部長 殿
農村振興部長 殿

生産局農業環境対策課長
農村振興局防災課長
政策統括官付穀物課長
政策統括官付地域作物課長

平成28年熊本地震による農地・農業水利施設等への被害に係る
技術指導の徹底について

このことについて、別紙のとおり、当面の農作業に関して、農業者に対する技術指導を行う際の参考となる事項をとりまとめたので、行政、普及指導センター、JA、土地改良区等の関係機関が連携し、適切な対応がなされるよう、貴局管内の県に対し、技術指導の徹底を図られたい。

お問い合わせ先

生産局農業環境対策課 白垣、高田(全般)
代表：03-3502-8111 (内線4762)

生産局園芸作物課 宮本、中田(善)(野菜、果樹、花き、園芸施設)
代表：03-3502-8111 (内線4825)

生産局地域対策官 井上(茶)、田久保(いぐさ)
代表：03-3502-8111 (内線4845)

生産局技術普及課 松田、江頭(農作業安全) 中村(農業生産資材)
代表：03-3502-8111 (内線4728)

生産局畜産部飼料課 太鼓矢、日高(飼料用作物)
代表：03-3502-8111 (内線4916)

農村振興局整備部防災課災害対策室 林、酒井(農地・農業用施設の災害復旧)
代表：03-3502-8111 (内線5663)

政策統括官付穀物課 佐藤、齊藤(水稻、麦類、豆類)
代表：03-3502-8111 (内線4824)

政策統括官付地域作物課 安藤、島(そば)
代表：03-3502-8111 (内線4843)

I 共通事項

1 農地・農業水利施設の被害への対応

行政、普及指導センター、土地改良区、JA等の関係機関が連携し、以下のことについて、周知徹底、指導を行うこと。

(1) 被害状況の早期把握と農業者への周知徹底

水稲などの営農が本格化することから、農地・農業水利施設の被害状況、ほ場レベルでの水利機能への影響を早期に確認するとともに、当該情報の農業者への周知徹底を図ること。

(2) 被害のあった地域における復旧工事、営農指導

農地・農業水利施設に破損等の被害がある場合には、復旧工事やポンプアップ等の応急措置による機能回復を図るとともに、復旧や用水確保に期間を要する場合には、作付の晩限に留意しつつ、農作業スケジュールの見直しを指導すること。

(3) 農作業安全の確保

地震の被害により倒壊の恐れのある作業場や倉庫等の施設には近づかない、崩落の恐れのある法面や路肩を歩かないなど、安全確保を第一として作業を行うよう指導すること。

また、格納庫等の倒壊や落下物等により農業機械が破損し、安全フレーム等の機体の変形やガソリタンクや電気配線等の損傷の恐れがある場合には、使用前に整備点検をするよう指導すること。

地震により、作業環境が悪化している可能性があることから、農作業事故を未然に防止するため、あらかじめほ場や作業道等のほ場周りを点検し、農作業や農業機械の走行に支障がないかを確認して作業を行うよう指導すること。点検の際は、ほ場や作業道に亀裂、土砂崩れ、噴砂等による損傷がないか確認を行い、ほ場等の損傷について応急的な補修作業が可能な場合は、安全確保に留意し、復旧を図るよう指導を行うこと。

2 農業資材の不足への対応

(1) 地域における農業資材の確保状況の把握

JAや農業資材店等に対し、予定していた資材の確保に支障が生じていないか速やかに確認するよう指導すること。

(2) 農業資材の不足、遅延のあった地域における対応方策の指導

資材調達不足や遅延が発生している場合には、関係業者、関係団体等と連携をとりつつ、代替品の活用や農作業スケジュールの見直し、追肥重点型の施肥への転換など営農技術面での対応方策を定め、今後の営農に支障が生じないように、速やかに農業者等に周知・指導すること。

II 作物別事項

1 水稻

熊本県では、例年、早期栽培を行う一部の地域では4月下旬から、その他の地域では6月中旬以降、本格的な田植えのシーズンを迎えるところである。ついては、被災地域において作業が円滑に行われるよう、行政、普及指導センター、JA、土地改良区等の関係機関が連携し、適切な対応が行われるようにすること。

(1) 農作業スケジュールの見直し

- ① 避難等により、作付に向けた準備の遅れが見込まれる場合には、地域ごとの作付晩限を精査の上で、遅れの程度に応じた播種・育苗スケジュールを提示するよう指導すること。
- ② 作付晩限の設定に当たっては、地域ごとに、品種特性・気象条件等に応じた収穫期の晩限から逆算し、播種・移植等各作業の晩限を設定すること。設定に当たっては、作業集中による移植の遅れを回避する観点から、あらかじめ農業者の作付規模、保有する田植機の能力等から移植作業に必要な日数を推計し、作付晩限に余裕をもたせること。
- ③ 既に種子の浸漬を開始している地域において、移植等のスケジュールを延期する場合は、浸漬を中断することとし、以下の点に留意すること。
 - a 種子を浸漬して間もない場合は、早めに引き上げ、温度が上昇しない場所で陰干しを行うこと。
 - b 催芽近くまで浸漬を行っている場合は、粃が乾燥しない程度に水を切り、5℃前後の冷暗所で保存すること。

(2) 軽微な被害のある水田への対応

① 液状化による噴砂

田面に噴砂が見られる場合には、取り除くか、できるだけ田面全体

にちらばして平らにならずこと。土壌が硬く締まっている場合には、深耕を心がけること。

② 微細な亀裂による漏水

田面や畦畔に大きな損傷が無い場合でも微細な亀裂により漏水が生じる可能性があるので、畦塗りを実施した上で、入水、代かき時に減水深を確認し、減水深が大きい場合は、代かき時間や回数の増加、土壌改良資材の施用等により、漏水を最小限にとどめること。

(3) 漏水等により水稻の作付が困難な場合の対応

水源の確保ができない水田や、代かき等を実施しても漏水が発生し、湛水ができない水田においては、大豆など、他作物への転換を検討すること。

(4) 種苗が不足する場合の対応

① 種子が不足する場合の対応

再度育苗を行うに当たり、種子の調達量が不足する場合は、県内の地域内、地域間で融通を図るとともに、県内での融通が困難な場合には、県間で融通を図ること。また、県間で融通を行う場合には、必要に応じ、各県の主要農作物種子協会に相談すること。

② 育苗施設の応急的補修が間に合わず苗が不足する場合の対応

倒壊・損壊した育苗ハウス、共同育苗施設の応急的補修作業に見通しが立たない場合は、稼動可能な近隣の育苗施設から融通するなど、必要な苗の確保に努めること。

2 麦

あらかじめ収穫作業に必要な乾燥調製施設・収穫機械等の被災の状況を把握し、収穫・乾燥調製作業に支障が生じる恐れがある場合は、地域内の乾燥調製施設の受入計画の見直し、代替的に利用可能な乾燥調製施設及び収穫機械等の確保を行うことに努めるなど、適期収穫が行えるよう検討すること。

3 園芸作物

(1) 園芸作物全般

次期作の作付計画

損壊した園芸用施設の補修や生産資材の不足、農地の地割れや液状化、

種苗の確保が困難等の理由により、定植等の見通しが立たない場合は、作期を遅らせる、品目を変更するなど、作付計画の変更についての検討を行うこと。また、作付計画を変更する際は、立地条件、品種特性、需給動向等を十分検討すること。

(2) 野菜

今作の栽培管理

出荷時期を迎えている野菜については、集出荷施設の稼働状況や需給動向について、きめ細やかな情報収集を行うとともに、集出荷施設の稼働状況を踏まえ、運営主体から出荷数量等の指示等がある場合は計画どおりの出荷ができるよう適正な栽培管理に努めること。

(3) 果樹

果樹樹体被害等への対策

地震による地割れ等により樹の倒伏や断根が見られた場合には、土寄せや支柱等で固定するとともに、被害程度に応じた着果数の制限や乾燥時のかん水、追肥等により樹勢回復に努めること。また、倒木被害がある場合は、今後の改植を含めて検討すること。

(4) 花き

今作の栽培管理

傷みが生じた花きを栽培すると病気の発生やまん延を招く恐れがあることから地震による擦れや損傷がないか確認を行うこと。ベンチ等で生産している場合、余震による落下を防ぐため滑り止めや柵を設置するとともにベンチの脚等を支柱などで補強すること。

(5) 園芸用施設

① 施設内の安全確認

ハウスに入る前に、燃油、ガス等の臭いがないか、破損したガラスがないか等を確認し、安全を確保すること。また、地震により施設やほ場等に亀裂、ゆがみ等がないか、燃料のタンクや配管、暖房機から燃料の漏れがないか、機器が安全に運転可能な状態かを十分に確認すること。

② 被害状況の把握と当面の対応

ハウス内に雨水が浸水した圃場では、換気を図るなどして湿度の低下に努めること。被害の状況を把握し、ハウス等の損傷が軽微な場合や、かん水施設や暖房機の配管の断裂等がある場合は、早期に修理す

ること。また、補修にかかる資材の調達が困難な場合は、当面の栽培管理への影響を軽減できるよう、補強やテーピング等の応急措置を行うこと。

③ 停電復旧後の対応

停電があった地域では、加温、天窓、被覆、養液栽培等を制御する機器の条件設定が初期化される場合があることから、停電復旧後、設定を確認すること。天窓、側窓、内張カーテン等が正常に作動するかを確認し、異常がある場合には修繕すること。

④ 共済関係の留意点

園芸施設共済に加入している場合には、被害のあった施設の撤去や復旧を行う前に、農業共済組合に連絡し、損害評価等の手順を確認すること。

4 大豆、そば、飼料作物等

水稲作付予定だったほ場において大豆及びそばへ急遽転換する場合や、ほ場に埋設されている本暗渠が被害を受けるなど、ほ場の排水状況が悪化していることが想定される場合は、播種に先立ち、営農排水対策を例年以上に徹底して行うこと。

なお、水稲からの転換に伴い、種子の調達量が不足する場合は、食用からの転用種子による対応を含め、県内の地域内、地域間で融通を図るとともに、県内での融通が困難な場合には、県間で融通を図ること。大豆において県間で融通を行う場合には、必要に応じ、各県の主要農作物種子協会に相談すること。

また、飼料作物については、秋播きイタリアンライグラス等適期に収穫できず刈り遅れた牧草については、品質低下に留意し、家畜への給与の際は飼料設計等を見直すことを指導すること。

トウモロコシ等夏作飼料作物の播種が遅れる場合には、十分な収穫量と品質が確保できるよう作付計画の見直しを指導すること。その際は、立地条件、品種特性等を十分検討すること。

5 工芸農作物

(1) 茶

① 被害状況に応じた作型、栽培方法等の見直し

a 地震による地割れ等により茶樹の倒伏や断根が見られた場合には、樹体の倒伏を修正のうえ土寄せやかん水等を適切に行い、樹勢回復に努めること。

また、倒伏が著しい場合は、改植を検討するなど早期の生産再開に向けた取組を進めること。

b 一番茶収穫時期に摘採を行うことができなかった場合は、管理茶園全体の生産計画を踏まえた上で中切り更新を行うなど、適切な整剪枝を実施すること。なお、夏以降の中切り更新は茶樹に悪影響を与えるので行わず、整枝で対応すること。

② 施設の復旧等

a 茶園において、地震による地割れ等によりスプリンクラー等の灌水施設や防霜ファン等の霜害防止施設等が被害を受け、配水管や配電線、支柱等に損傷が見られた場合には、専門業者に依頼するなど、安全を確保した上で早急に修理すること。

b 荒茶加工施設において、荒茶加工機械及び施設が損壊し、電気・重油・ガス・水の配管等に断裂等が見られる場合は、漏出対策を講じるとともに、早期に修理すること。なお、専門的な修理が必要な場合には専門業者に依頼するなど、安全の確保に努めること。

③ 茶摘採・荒茶加工機械等の損傷や燃油が不足する場合の対応

a 茶摘採機や荒茶加工機械等の破損、機械の稼働に必要な燃油等の不足により収穫・加工作業が行えない場合は、地域の茶農家が連携して使用可能な機械や施設を融通し、摘採・加工に取り組むなど、一番茶生産に向けた柔軟な対応を図ること。

(2) いぐさ

液状化等により地表に塩水が湧き出ているほ場においては、用水の掛け流しを1～2日間行い、塩分を洗い流すこと。用水が十分でない場合は、2～3日間湛水し、その後落水する間断灌水での対応を行うこと。

また、地割れ等により湛水が難しいほ場においては、畦畔からの漏水を防止したうえで、用水の掛け流しを行い十分な水の確保に努めること。